

計理センターニュース

第36号

January, 2016

◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階

TEL) 028-636-6790 FAX) 028-632-8389

E-mail ; tgkc@ucatv.ne.jp

URL : <http://www.tgkc.co.jp>

◇◇経営理念◇◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。



新年のごあいさつ



新年あけましておめでとうございます。

旧年中はご愛顧賜り心より御礼申し上げます。又、創立記念ゴルフコンペや業者研修会等にご参加下さり誠に有難うございます。

さて今年は個人番号（マイナンバー）カードの申請が始まります。計理センターは顧客のニーズに応える為に受入体勢の整備と充実をはかっております。何なりとご相談下さい。

次の問題は消費税率を10%に引き上げる際に8%に据置対象品目が「生鮮食品」と「加工食品」と「定期購読契約され週2回以上発行される新聞」にすることで自民党と公明党が合意しました。その線引きが難しいのと、何よりも事業者が経理も含めて対応することが出来るのか大変不安です。事業者にとっては消費税の転嫁も悩むところです。いっそのこと廃止したらと思います。

安倍総理は財界が儲かるように自ら進んで海外に出向きインフラの原子力発電所の輸出に力を入れています。又、大企業の法人実効税率を年々低くすることを決めました。

それに対して庶民にとって社会保障費の削減や医療介護の負担を増やされ、くらしが苦しくなっています。上に厚く、下に薄い財政・税制を是正していけるよう七月の参議院議員選挙で民意を届けましょう。

商売繁盛とご家族・従業員様のご健勝をご祈念申し上げ、本年もご交誼の程よろしくお願い申し上げます。

(代表社員 : 日野川 勇一)

当社年末年始休暇

12月29日(火)~1月4日(月)

地方創生に向けて創設を検討している「企業版ふるさと納税」が盛り込まれました。

寄付金を全額、損金算入することで納税額の約3割を減税する現行制度とあわせて、減税効果は約2倍に拡大する見通しとなります。

都市部に本社を置く企業に対し、創業地の自治体などへの寄付を促し、地域活性化を促す狙いです。自治体にとっては、工夫次第で新たな財源の確保につながり、都市部に偏る法人関係の税収を地方に移す効果も期待されます。

企業版ふるさと納税の対象となるのは、政府の「地方版総合戦略」に基づき、地方が作成した地域活性化の具体的な事業計画のうち、効果が高いと政府が認定した事業に対して行われた寄付についてです。寄付金の3割を、法人事業税、法人住民税、法人税の合計から税額控除することが検討されています。

ただ控除は、法人住民税と法人税の納税額のそれぞれ2割を上限とし、企業の寄付金に事実上の制約がもうけられており、東京都や東京23区のほか地方交付金を受け取っていない財政力が強い自治体は対象外とする方向のようです。

今後の焦点としては、法人税を制度に組み込めるか、また、個人版のふるさと納税と同様、寄付を呼び込もうとするあまり、自治体が過剰な便宜を図ることがないよう、地方創生の趣旨を最大限踏まえた制度設計も求められます。



税務クイズ

2017年4月から消費税10%となることに伴い、軽減税率の導入が決定しました。その対象商品には、議論の余地があるようですが、世界では一体どんなものが対象になっているのでしょうか。

Q. フランスで、次のうち軽減税率の対象とならないものはどれでしょう。

1. フォアグラ 2. キャビア 3. トリュフ

A. 2. キャビアです。

フランスでは、キャビアは輸入されるものであり、国内産業保護の観点から軽減税率が適用されるフォアグラ、トリュフとは扱いが異なってきます。

Q. カナダでは、ドーナツを何個以上頼むと軽減税率が適用されるでしょう。

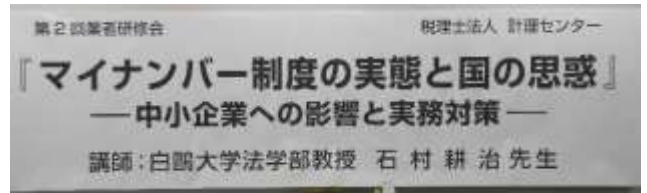
A. 6個以上。

カナダでは、5個以内のドーナツはその場で食べるもの（外食）とみなされ、標準税率が適用されますが、6個以上は持ち帰って食べるもの（食料品）として軽減税率が適用されます。

第2回 業者研修会

『マイナンバー制度の実態と国の思惑』

— 中小企業への影響と実務対策 —



講師：白鷗大学法学部教授 石村 耕治氏

平成27年11月21日に第2回税理士法人計理センター業者研修会をとちぎ健康の森にて開催しました。テーマは「マイナンバー制度の実態と国の思惑」ということもあり、経営者に限らず、事務担当者にとってもかなり関心の高い内容だったと思います。

講師の石村耕治先生は、白鷗大学で教壇に上る一方で、マイナンバーに関する書籍も刊行しており、また、テレビでマイナンバーに関するコメンテーターとしても出演している先生です。

講演の中で国の思惑は「マイナンバーによる個人情報管理」にあること、情報漏えいしやすい共通番号制を利用するよりも、住基ネットを応用した分野別番号制を採用した方が安全性が高い制度となるとの話もありました。

講演を聴いて感じたことは、マイナンバー制度は国や地方には大きな恩恵をもたらす制度であるのに対し、個人へのメリットはほとんどなく、法律として施行されたことで個人事業主から大企業、ましてや企業に勤める個人に至る規模・内容は様々ではあるが、同等の管理が求められることです。

また、この研修会より10日後である12月1日に「東京、大阪、仙台、新潟、金沢」の5地裁にてマイナンバー違憲訴訟が起こされました。訴訟は、「マイナンバーの利用や保存などの差し止めと削除」、「慰謝料の支払い」を請求しています。マイナンバー制度は憲法13条で保障されている「プライバシー権等」を侵害している点と、情報漏えいの危険性の高さを指摘しています。

日本と同じ共通番号制を長年採用してきた他国でも情報漏えいの蔓延を防ぎきることはできていません。このような危険性が高い制度ではありますが、然るべき処理を行い企業が負うべき負担を軽減できるよう、当事務所も提案等を行っていく考えでおります。

改めて皆さまも各種書類へのマイナンバー記載スケジュールの把握をしていただきますようお願い申し上げます。





税や社会保障関係の書類へのマイナンバー 記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、準備をしておくことが大切です。

税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを確認しておきましょう。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 ● 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ● 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ● 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ● 退職所得の受給に関する申告書 ● 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など	平成28年1月1日提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ● 雇用保険被保険者資格取得届 ● 雇用保険被保険者資格喪失届 など 「法人番号」を追加予定 ● 雇用保険適用事業所設置届 など	平成28年1月1日提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ● 健康保険被扶養者(異動)届 など	平成29年1月1日提出分～
	「法人番号」を追加予定 ● 新規適用届 など	平成28年1月1日提出分～

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

内閣府ホームページ内 マイナンバー-社会保障・税番号制度

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html>

中小規模事業者向け 詳しい資料 17ページ引用

ねぐすり 寝ることは“寝薬”

昭和23年、先代（現在の社長の父）が創業してから67年を迎えました。戦後まもない創業当時は、商品があれば飛ぶように売れ、綿の打ち返しと仕立て直しに工場まで作るほどでした。その後高度成長期には、婚礼時に婚礼用組布団、客布団、座布団等と持参するのが当たり前のような時代もありましたが、時代も変わり、その人に合った寝具の提案で試し寝コーナー、枕の無料測定などのサービスを行っています。



当店は自分の身の丈ほどの経営に徹し、「快眠こそが健康の第一歩」と低体温の改善・基礎代謝の向上・深い眠りが得られる・リラックス度の上昇を追求した結果ホルミシス布団に行きつき、好調な販売を維持しています。

また、夫人の縫製の技術を生かし羽毛布団のリフォームはその場で柄も選べて好評です。

郵便番号 : 321-0912
住 所 : 栃木県宇都宮市石井町2821
電話番号 : 028-661-6680
HP : <http://www.haneya-futon.jp/>



おすすめの本

本の書き出しに、『昭和20年（1945年）の日本人男性の平均寿命は、たしか23.9歳でした。女性の平均寿命も37.5歳だったはずです。』からはじまる、いわさきちひろさんの絵と井上ひさしさんの文の『子供につたえる日本国憲法』。すべてのページにいわさきちひろさんの絵があり、井上ひさしさんのやさしい文章です。あとがきに、「世界の人たちの想いや願いをひとつとところに集めたものが、じつは日本国憲法です。」「私たちの憲法はアメリカに押しつけられたものではない。そんな安っぽいものではなくて、そのころの世界の人たちの希望をすべて集めたものなのです。」全56ページの読みやすい本です。

戦後70年、戦争によって亡くなった方がいないのもこの日本国憲法があったからだと思います。是非、一読を・・・。

発行者 鈴木哲
発行所 株式会社講談社



税務カレンダー

《 1月 》		
内	容	納付／申請期限
給与所得者の扶養控除等申告書の提出		本年最初の給与支払日前日
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成28年1月12日
年2回納付の特例適用者(H27.7月～12月分)		平成28年1月20日
11月決算法人の確定申告		平成28年2月1日
2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告		平成28年2月1日
5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)		平成28年2月1日
※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		
2・5・8・11月決算法人の消費税年税額が400万円超の3月ごとの中間申告		平成28年2月1日
支払調書の提出		平成28年2月1日
給与支払報告書の提出		平成28年2月1日
固定資産税の償却資産に関する申告		平成28年2月1日

《 2月 》		
内	容	納付／申請期限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付		平成28年2月10日
11月決算法人の確定申告		平成28年2月29日
3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告		平成28年2月29日
5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)		平成28年2月29日
※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		
3・6・9・12月決算法人の消費税年税額が400万円超の3月ごとの中間申告		平成28年2月29日
固定資産税(都市計画税)の第4期分納付		市町村の条例で定める日

確定申告のご案内

平成27年分所得税確定申告・贈与税申告の時期が近づいてまいりました。申告期間は下記の通りとなりますので、個人事業主の方や確定申告が必要な方は書類等の準備をお願い致します。また、準備する書類が分からない場合は担当者、若しくは当事務所職員へお尋ね下さい。

申告期間 平成28年2月16日 ～ 3月15日